

平成21年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

平成21年10月14日
和歌山県人事委員会
内線3770、3771(職員課)

和歌山県人事委員会（委員長：守屋駿二）は、本日、県議会及び知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。その概要は以下のとおりです。

本年の給与勧告のポイント

○ 月例給、ボーナスともに引下げ（平成15年以来6年ぶり）

（平均年間給与は△14.0万円（△2.2%）、平成15年の△18.1万円（△2.7%）、平成14年の△16.4万円（△2.4%）に次ぐ引下げ）

- ①民間の給与との較差（△523円、△0.14%）を解消するため、月例給の引下げ
- ②期末手当・勤勉手当（ボーナス）0.35月分の引下げ（4.5月分→4.15月分）

1 県職員給与

県職員の代表的な職種である行政職給料表適用職員の給与等の実態は次のとおりです。なお、県職員の給与は、職員の給与に関する条例等の特例措置により、平成21年4月から平成22年3月までの間、給料の減額（管理職員2%、一般職員1%）が行われており、平成21年4月に実際に支払われた県職員の給与額は、「減額後」の額です。

県職員給与等（平成21年4月分）

区分	職員数	平均年齢	給与月額	
			減額前	減額後
行政職	3,889人	42.5歳	378,951円	374,877円

※ 全職員（職員数 15,376人 平均年齢 44.3歳 給与月額 404,407円（減額前）、400,282円（減額後））

2 民間給与と県職員給与との比較

前記1のとおり、県職員の給与は特例措置による減額が行われていますが、この措置が本県の厳しい財政状況によりとられている時限的な措置であるということを考慮して、県職員の給与を検討するに当たっては、減額前の県職員の給与を基に民間給与との比較を行いました。

(1) 民間給与と県職員給与との公民較差（平成21年4月分）

民間の給与	職員の給与	較差
378,428円	378,951円	△523円（△0.14%）

※ 減額後の職員の給与 374,877円（較差 3,551円、0.95%）

(2) 民間の特別給（ボーナス）の支給割合（平成20年8月～平成21年7月）

民間の年間支給割合	職員の年間支給月数	差
4.17月分	4.50月分	△0.33月分

※特定幹部職員の年間支給月数は、4.45月分(△0.28月分)

3 本年の給与改定の内容

以上の調査の結果を踏まえた本年の給与改定の内容は、次のとおりです。

(1) 月例給

民間の給与との較差（△523円、△0.14%）を解消するため、月例給を引下げ

ア 行政職給料表

(ア) 人事院勧告による国の行政職俸給表(一)に準じて改定

基本的に同率の引下げ（平均改定率△0.2%）とするが、初任給を中心とした若年層（1級から3級の一部）は引下げを行わない。7級以上は平均を0.1%上回る引下げ

(イ) 給与構造の見直しによる給料表の引下げ改定に伴う経過措置額の算定基礎となる額についても、引下げ改定が行われる給料月額を受ける職員を対象として引下げ

上記改定を行った場合の平均改定額 給料月額及び経過措置額の合計額 △510円 はね返り分 △13円 計 △523円(△0.14%) ※「はね返り分」とは、給料の月額を算定基礎としている諸手当の額が増減することによる分をいう。
--

イ その他の給料表

行政職給料表の改定内容に準じて改定（医療職給料表(1)等を除く。）

(2) 期末手当・勤勉手当

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、職員の年間支給月数を0.35月分引下げ（特定幹部職員については0.3月分引下げ）

支給月数（一般の職員の場合）

	6月期	12月期
21年度 期末手当	1.25月（支給済み凍結前1.4月）	1.5月（現行1.6月）
勤勉手当	0.7月（支給済み凍結前0.75月）	0.7月（現行0.75月）
22年度 期末手当	1.25月	1.5月
以降 勤勉手当	0.7月	0.7月

※ 本年5月の勧告に基づき、21年6月期における期末手当・勤勉手当の特例措置により凍結した支給月数分（0.2月分）は引下げ分の一部に充当

(3) 改定の実施時期等

- ・ 勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）
- ・ 平成22年度以降の期末手当・勤勉手当の支給割合の改定については、平成22年4月1日
- ・ 平成21年12月に支給する期末手当については、人事院勧告による同手当に関する特例措置の内容を考慮し、所要の措置を講ずる。

4 超過勤務手当の支給割合等

超過勤務手当の支給割合の引上げ（月60時間を超える超過勤務について、100分の125→100分の150等）については、労働基準法の関係規定が地方公務員にも適用されるため、所要の措置を講ずる必要がある。また、超過勤務手当の引上げ分の支給に代えて取得することができる「代替休」の新設については、今後の関係法令の改正等の動向を注視し、適切に対応する必要がある。

5 公務運営の改善

公務運営の改善に向けて検討すべき事項及び今後の課題について、次のとおり報告しました。

(1) 人材の確保

本年度の職員採用 I 種試験で一般行政職特別枠を導入したところであるが、今後も、優秀な人材を確保するため、更に効果的な採用試験の実施方法について検討を進めていくこと。

(2) 女性職員の登用の拡大

仕事と生活の調和の実現、能力開発や能力発揮に対する支援の充実、職員の意識改革等の課題解決に努め、女性職員の登用の拡大に向けた取組を進めていく必要があること。

(3) 人事評価制度の充実

国家公務員における新たな人事評価制度等の動向を注視しながら、職員の意欲の向上と組織の活性化につながる人事評価制度として、定着させていく必要があること。

(4) 高齢期の雇用問題

本年人事院勧告において、国家公務員の定年年齢を段階的に65歳まで延長することが適当であるとの考え方が示されたところであり、その動向を注視していくこと。

(5) 勤務環境の整備等

ア 超過勤務の縮減と年次有給休暇の取得促進

超過勤務の縮減については、引き続き、縮減に取り組んでいく必要がある。管理職員にあっては、絶えず効率的な業務の執行を図る必要がある。職員一人ひとりにおいても効率的・計画的に業務を行うなど、職員全員で超過勤務の縮減に努める必要がある。

年次有給休暇の取得促進についても、引き続き、取得しやすい環境を整備するとともに、計画的・連続的使用の促進に一層取り組む必要があること。

イ 両立支援の推進

育児・介護休業法及び人事院の意見の申出の趣旨を踏まえ、今後改正が予定される関係法令の改正内容等について留意し、適切に対応する必要があること。

ウ 心の健康づくりの推進

メンタルヘルス相談の実施など、様々な取組が行われてきているが、引き続きこれらの取組を継続的に実施する必要があること。また、職員の円滑な職場復帰を支援する取組についても、引き続きその充実に努める必要があること。

エ 非常勤職員等の勤務条件

非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件については、各任命権者の権限において決定され運用されているところであるが、その運用に当たっては、「臨時・非常勤職員及び任期付短時間勤務職員の任用等について」（総務省通知）に留意する必要があると考える。

(参考1) 近年の人事委員会勧告等の推移

年 度	勧告内容		年間給与(推計)			参 考	
	月例給 改定率(%)	期末・勤勉手当 改定月数(改定後)	勧告前 (千円)	勧告後 (千円)	増減額(千円) 増減率(%)	県平均給与(円) 県平均年齢(歳)	国平均給与(円) 国平均年齢(歳)
H12	0.12	△0.20 (4.75)	6,863	6,790	△73 △1.1	404,499 41.7	375,269 40.5
H13	—	△0.05 (4.70)	6,852	6,831	△21 △0.3	408,607 42.0	379,836 40.7
H14	△2.06	△0.05 (4.65)	6,892	6,728	△164 △2.4	412,025 42.4	382,866 40.9
H15	△1.18	△0.25 (4.40)	6,770	6,589	△181 △2.7	406,138 42.6	377,535 41.0
H16	—	— (4.40)	6,612	6,612	0 —	402,434 42.7	381,113 40.2
H17	△1.09	0.05 (4.45)	6,579	6,527	△52 △0.8	399,961 42.7	382,092 40.3
H18	—	— (4.45)	6,530	6,530	0 —	395,763 43.0	381,212 40.4
H19	0.17	0.05 (4.50)	6,435	6,466	31 0.5	390,240 43.0	383,541 40.7
H20	—	一般職員 — 特定幹部職員 0.05 (4.50)	6,343	6,344	1 0.02	384,515 42.7	387,506 41.1
H21	△0.14	一般職員 △0.35 特定幹部職員 △0.30 (4.15)	6,252	6,112	△140 △2.2	378,951 42.5	391,770 41.5

※ 年間給与(推計)については、平均給与月額及び期末手当・勤勉手当の支給月数から算出した。

※ H21の勧告前の年間給与(推計)は、6月期における期末手当・勤勉手当の特例措置による一部凍結(0.2月分)前の支給月数を用いて算出した(参考2においても同じ)。

※ 年間給与(推計)、県平均給与及び県平均年齢は行政職給料表の適用を受ける職員のものであり、国平均給与及び国平均年齢は行政職俸給表の適用を受ける職員のものである。

(参考2) 年間給与の例(特例措置前)

(単位:円)

役 職	年 齢	家 族 構 成	勧告前年間給与	勧告後年間給与	年間給与額の差
主 事	25歳	独身	3,256,000	3,187,000	△69,000
主 査	35歳	配偶者、子1人	5,052,000	4,935,000	△117,000
主 任	45歳	配偶者、子2人	7,038,000	6,870,000	△168,000
本庁課長	55歳	配偶者、子1人	8,735,000	8,541,000	△194,000
本庁局長	57歳	配偶者	9,842,000	9,634,000	△208,000
本庁部長	58歳	配偶者	11,375,000	11,131,000	△244,000